

医政医発 1020 第 2 号
令和 3 年 10 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

臨床検査技師の養成課程における臨地実習の実施について（協力依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般より、医師の労働時間短縮を進めるためには、現在医師が担っている業務を他の医療関係職種への移管を進めることが必要となること等を踏まえ、臨床検査技師の業務範囲を拡大する法整備を進めてきたところですが、こうした臨床検査技師の業務範囲の拡大に伴い、その養成課程について所要の見直しが必要となったことから、今般、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省・厚生労働省令第 4 号）の規定により、臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和 45 年文部省・厚生省令第 3 号）別表第二について、「その他の実習」の項の下欄（見学させる行為の欄）に「消化管内視鏡検査」を加え、当該検査を実習において必ず見学させることとする等の改正を行ったところです。

ついては、実習を行うに当たって、各実習施設においてご留意いただきたい点について下記のとおりお示ししますので、実習施設となり得る医療機関等を所管する都道府県におかれては、貴管下の医療機関等に対して、周知いただきますようお願いいたします。

記

業務範囲の拡大のための法整備により、臨床検査技師は、これまでは行ってこなかった業務を新たに行うこととなりますが、技術の向上や職務における活用、それらの業務を実施する部門への臨床検査技師の参画にはなお一定の時間を要するものと考えられるところであり、当分の間は、これまでと同様、医師や看護職員がそれらの行為を行うことが想定されます。

こうしたことから、臨床検査技師の臨地実習の実施に当たっては、これまで以上に、臨地実習の実施における医師や看護職員、他部門との連携が必要となる

ところです。

ついては、各実習施設におかれては、臨床検査技師の養成課程における臨地実習の実施に当たって、医師や看護職員等の臨床検査技師以外の者や臨床検査部門以外の部門におかれても、その実施に必要な協力を積極的にいただき、臨床検査技師を目指す学生の更なる経験及び修得すべき技能の向上に努めることができる環境を整備するとともに、各実習施設の長におかれては、実習への協力について施設内にご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上